

名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市立大学大学院学則（平成18年名古屋市立大学学則第2号。以下「大学院学則」という。）第11条第2項及び第11条の2第4項の規定に基づき、経済学研究科の授業科目、単位数、単位の計算方法、履修方法及び長期履修（以下「履修方法等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部改正 平成19年達第57号、令和2年達第16号）

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(単位の計算の基準)

第3条 授業科目の単位数については、45時間の学修内容で、15時間の授業をもって1単位とする。

(履修の届出)

第4条 学生は、学年の始めにおいて、前期及び後期に履修しようとする授業科目について指定された期間内に、所定の手続により届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た後期の授業科目については、後期において指定された期間内に所定の手続により変更（授業科目の追加を含む。）することができる。

（この条追加 平成30年達第22号）

(履修の取消)

第5条 学生は、指定された期間内に所定の手続きにより、一部の科目を除き履修の取り消しをすることができる。

（この条追加 平成30年達第22号）

(履修方法)

第6条 前期課程の学生（医療経済マネジメントコース及び経営者コースは除く。）は、同課程に2年（優れた業績を上げた者にあっては1年）以上在学して、指導教員の担当する授業科目に係る演習8単位を含めて30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた業績を上げた者に係る演習8単位の修得にあっては、講義2科目4単位の修得をもって、当該8単位のうち4単位を修得したものとみなす。

2 医療経済マネジメントコースの学生は、前期課程に2年以上在学して、指導教員の担当する授業科目に係る演習8単位を含めて30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、研究科長が前期課程の目的に応じ適当と認めた場合には、特定の課題についての研究成果の提出及び審査をもって学位論文の提出及び審査に代えることができる。

4 経営者コースの学生は、前期課程に2年以上在学して、指導教員の担当する授業科目に係る演習8単位のほか、特別演習8単位を含めて30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究成果を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

別表を次のように改める。

5 後期課程の学生は、同課程に3年（優れた研究業績を上げた者にあっては1年。ただし、修士課程又は博士前期課程を2年未満の在学期間をもって修了した者は、当該在学期間を含めて3年）以上在学して、指導教員の担当する授業科目に係る演習12単

位を含めて20単位（教授会において修業期間が1年と認められた者にあつては演習6単位を含めて8単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、その論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- 6 学生は、授業科目の選択について、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

（一部改正 平成19年達第57号、平成23年達第70号、平成24年達第78号、平成27年達第47号、平成30年達第22号、令和2年達第16号）
（試験）

第6条の2 学期末又は通年科目にあつては学年末に試験を行う。ただし、特に必要がある場合には、教授会の議を経て研究科長が随時行うことができる。

- 2 前項の試験のほか、論文又はレポート等をもって試験に代えることができる。
3 出席時間数が当該授業科目の全時間数の7割に満たない授業科目は、失格とし受験資格を与えない。

（この条追加 平成30年達第22号）

（長期履修）

第6条の3 長期履修（大学院学則第11条の2第1項に定める計画的な履修をいう。以下同じ。）を希望する学生は、別に定める申請書を経済学研究科長に提出しなければならない。

- 2 長期履修の認定は、経済学研究科教授会の議を経て研究科長が決定し、学長へ報告するものとする。
3 前項の規定により認められた長期履修の履修期間の変更を希望する学生は、別に定める申請書を経済学研究科長に提出しなければならない。この場合における長期履修の認定の手続は、前項の規定を準用する。

（一部改正 平成19年達第57号、平成27年達第47号、平成30年達第22号）

（人間文化研究科の学生の受入れ）

第6条の4 人間文化研究科前期課程の学生は、経済学研究科前期課程の授業科目を履修することができる。

- 2 人間文化研究科前期課程の学生が経済学研究科前期課程の授業科目の履修を希望する場合は、所定の様式により人間文化研究科を通じて経済学研究科に届け出なければならない。
3 経済学研究科の授業科目の履修を希望する人間文化研究科前期課程の学生については、前項の提出書類に基づき、経済学研究科教授会の議を経て、経済学研究科長が受入れの可否を決定する。この場合において、受け入れる人間文化研究科博士前期課程の学生（以下「受入れ学生」という。）の数は、各授業科目において経済学研究科の学生の教育に支障を与えない範囲とする。
4 受入れ学生が履修できる授業科目は、経済学研究科が指定する授業科目とする。
5 受入れ学生の履修については、原則として経済学研究科履修規程等の規定に従うものとする。

（一部改正 平成19年達第57号、平成23年達第70号、平成30年達第22号）

（他大学院との単位互換）

第6条の5 前期課程の学生は、「名古屋大学大学院経済学研究科、名古屋市立大学大学院経済学研究科及び名城大学大学院経営学研究科との間における単位互換に関する協定書」及び「名古屋市立大学大学院経済学研究科と名古屋工業大学大学院工学研究科との間における単位互換に関する協定書」に基づき、名古屋大学大学院経済学研究科、名古屋工業大学大学院工学研究科又は名城大学経営学研究科の授業科目を履修することがで

きる。

- 2 履修認定後に名古屋大学大学院経済学研究科、名古屋工業大学大学院工学研究科又は名城大学大学院経営学研究科から送付される「成績証明書」等に基づき、経済学研究科教授会の議を経て、研究科長は10単位を超えない範囲で前期課程において修得したものと認定することができる。

(一部改正 平成20年達第46号、平成24年達第78号、平成26年達第66号、平成27年達第47号、平成30年達第22号)
(学部学生の履修)

第6条の6 経済学部の4年次の学生で前期課程への進学を希望するものは、科目等履修生として前期課程の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定に基づき前期課程の授業科目を履修することを希望する者(以下「希望者」という。)は、経済学研究科教授会が定める要件を満たしていなければならない。

(一部改正 平成21年達第93号、平成24年達第78号、平成26年達第66号、平成30年達第22号)
(入学前の既修得単位の認定)

第6条の7 前期課程の学生が当該前期課程に入学する前に名古屋市立大学大学院、他の大学院等において履修した授業科目における既修得単位(科目等履修生として修得した単位及び前条の規定により修得した単位を含む。)について、経済学研究科教授会の議を経て、研究科長は10単位を超えない範囲で前期課程において修得したものと認定することができる。

- 2 前項の認定は、第6条の5の規定により認定することができる単位と合わせて10単位を超えることができない。

(一部改正 平成24年達第78号、平成27年達第47号、平成30年達第22号)
(単位の取消)

第6条の8 大学院学則第27条の規定に基づき授業料の未納により除籍する場合において、授業料の未納期間に修得した単位があるときは、これを取り消す。

(一部改正 平成23年達第1号、平成24年達第78号、平成30年達第22号)
(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、経済学研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

(一部改正 平成27年達第47号、平成30年達第22号)

附 則

(施行期日)

- 1 この達は、発布の日から施行する。
(名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程の廃止)
- 2 名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程(平成6年名古屋市立大学達第4号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この達の規定は、平成18年度以降に入学(転入学及び再入学を除く。)又は進学する学生に係る履修方法について適用し、平成17年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法については、前項の規定による廃止前の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程(以下「廃止前規程」という。)の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した学生に係る履修方法について、第2項の規定による廃止前規程の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める

5 平成18年度以降に転入学及び再入学する学生に係る履修方法については、この達の規定にかかわらず、その者が転入学し、又は再入学する際に属する年次の在学生の例による。

6 この附則に規定するもののほか、この達の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第57号）
（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、発布の日から施行する。

（長期履修の手続）

2 長期履修に係る手続は、施行日前に行うことができる。

（経過規程）

3 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成18年度以前から入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、改正後規程第1条の2、第4条の2及び第4条の3の規定は、平成18年度以前に入学した学生に適用する。

5 平成19年度以降に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規定の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

6 この附則に規定するもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）
（施行期日）

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成20年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成20年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第34号）
（施行期日）

1 この規程は、発布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成21年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成20年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成21年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第93号）

この規程は、発布の日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第42号）

（施行期日）

1 この規程は、発布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成22年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成21年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成22年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第1号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第20号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成23年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成22年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

4 平成23年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成23年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成24年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。

- 4 平成24年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成24年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成23年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成23年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成24年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第78号）
（施行期日）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）第4条の規定は、平成24年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 改正後規程の規定は、平成25年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成24年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと経済学研究科教授会が認めた場合は、経済学研究科教授会が別に定める。
- 4 平成25年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、経済学研究科教授会が別に定める。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成25年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成24年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会が認めた場合は、教授会が別に定める。
- 4 平成25年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会が別に定める。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第66号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）

（施行期日）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成27年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成26年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成26年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

4 平成27年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成28年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生について適用し、平成27年度以前に入学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後規程別表(4)経済学専攻（博士後期課程）及び(5)経営学専攻（博士後期課程）の備考2の改正規定は、平成27年度以前に入学した学生にも適用する。

4 第2項の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたいと教授会の議を経て研究科長が認めた場合は、研究科長が別に定める。

5 平成28年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。

6 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第13号）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程（以下「改正後

規程」という。)の規定は、平成29年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、平成28年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、平成28年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成29年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則 (平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第22号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、平成30年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、平成29年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成29年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成29年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則 (平成31年公立大学法人名古屋市立大学達第13号)
(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、平成31年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、平成30年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成30年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 平成30年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、研究科教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則 (令和2年公立大学法人名古屋市立大学達第16号)
(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、令和2年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学

等」という。)を除く。)又は進学する学生について適用し、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。

- 3 前項の規定にかかわらず、令和元年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和2年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則 (令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第12号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、令和3年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和3年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、研究科教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則 (令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第23号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学大学院経済学研究科履修規程(以下「改正後規程」という。)の規定は、令和4年度以後に入学(転入学及び再入学(以下「転入学等」という。))を除く。)又は進学する学生について適用し、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等については、従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和3年度以前に入学又は進学した学生に係る履修方法等について、従前の例によりがたい場合は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。
- 4 令和4年度以後に転入学等する学生に係る履修方法等については、改正後規程の規定にかかわらず、その者の属する学年の在校生の例による。
- 5 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、教授会の議を経て研究科長が別に定める。

別表

(1) 経済学専攻 (博士前期課程)

分野	授業科目	区分	単位数	
専門分野科目	基礎科目	ミクロ経済学基礎	講義	2
		マクロ経済学基礎	講義	2
		計量経済学基礎	講義	2
		経営原理	講義	2
		会計ファイナンス基礎	講義	2
	経済理論系	国際経済学	講義	2
		マクロ経済分析	講義	2
		金融論	講義	2
		マクロ経済学	講義	2
		計量経済学	講義	2
		ミクロ経済学	講義	2
		都市経済学	講義	2
	経済政策Ⅰ系	公共経済学	講義	2
		地方財政論	講義	2
		国際金融論	講義	2
		財政政策論	講義	2
		金融政策論	講義	2
		実験経済学	講義	2
		租税法Ⅰ	講義	2
		租税法Ⅱ	講義	2
	経済政策Ⅱ系	開発経済論	講義	2
		産業組織論	講義	2
		社会保障論	講義	2
		国際経済関係論	講義	2
		環境資源経済論	講義	2
		地方行財政実務	講義	2
		医療産業論	講義	2
	制度・歴史系	制度経済学	講義	2
		労使関係論	講義	2
		日本経済史	講義	2
経済学史		講義	2	
外国経済史		講義	2	
共通科目	特別講義	講義	2	
演習Ⅰ		演習	4	
演習Ⅱ		演習	4	
備考				
1 演習については、半期につき2単位とし、毎年4単位ずつ開講する。				
2 必要のある場合、研究科教授会の議を経て研究科長が単位数を変更することができる。				

(2) 経営学専攻（博士前期課程）

分野		授業科目	区分	単位数
専門分野科目	基礎科目	ミクロ経済学基礎	講義	2
		マクロ経済学基礎	講義	2
		計量経済学基礎	講義	2
		経営原理	講義	2
		会計ファイナンス基礎	講義	2
	経営系	企業論	講義	2
		経営組織	講義	2
		経営戦略	講義	2
		経営管理	講義	2
		マーケティング	講義	2
		技術マネジメント	講義	2
		商品開発	講義	2
		国際経営	講義	2
		医療経営論	講義	2
		中小企業論	講義	2
		会計系	管理会計	講義
	財務分析		講義	2
	財務会計		講義	2
	国際会計		講義	2
	ファイナンス・情報系	実証ファイナンス	講義	2
		数量分析	講義	2
		統計解析	講義	2
		経営情報	講義	2
		オペレーションズリサーチ	講義	2
		企業ファイナンス	講義	2
		応用企業ファイナンス	講義	2
	共通科目	特別講義	講義	2
	演習Ⅰ			演習
演習Ⅱ			演習	4
備考				
1 演習については、半期につき2単位とし、毎年4単位ずつ開講する。				
2 必要のある場合、研究科教授会の議を経て研究科長が単位数を変更することができる。				

(3) 経済・経営学専攻 (博士前期課程・医療経済マネジメントコース)

		授 業 科 目	区 分	単 位 数	
基礎科目		ミクロ経済学基礎	講義	2	
		マクロ経済学基礎	講義	2	
		計量経済学基礎	講義	2	
		経営原理	講義	2	
		会計ファイナンス基礎	講義	2	
経済経営系指定科目	経済理論系	医療経済学	講義	2	
	経済政策系	医療経済評価	講義	2	
		医療産業論	講義	2	
	経営系	経営管理	講義	2	
		医療経営論	講義	2	
	会計系	財務会計	講義	2	
	ファイナンス・情報系	統計解析	講義	2	
	医療系科目	医学専門	基礎社会医学概論	講義	2
			基礎最新医学概論Ⅰ	講義	1
			基礎最新医学概論Ⅱ	講義	1
基礎臨床医学概論Ⅰ			講義	1	
基礎臨床医学概論Ⅱ			講義	1	
基礎認知症概論			講義	2	
基礎緩和/終末期医学概論			講義	2	
基礎グローバル医学概論Ⅰ			講義	2	
基礎グローバル医学概論Ⅱ			講義	2	
薬学専門			臨床薬学特論	講義	2
		コミュニティファーマシー特論	講義	2	
		医薬品安全性評価学特論	講義	2	
		生命倫理特論	講義	2	
演習Ⅰ			演習	4	
演習Ⅱ			演習	4	

備考

- 1 演習については、半期につき2単位とし、毎年4単位ずつ開講する。
- 2 必要のある場合、研究科教授会の議を経て研究科長が単位数を変更することができる。

(4) 経済・経営学専攻 (博士前期課程・経営者コース)

分野		授業科目	区分	単位数
専門分野科目	基礎科目	経営原理	講義	2
		会計ファイナンス基礎	講義	2
		ミクロ経済学基礎	講義	2
	経営系	企業論	講義	2
		経営組織	講義	2
		経営戦略	講義	2
		経営管理	講義	2
		マーケティング	講義	2
		技術マネジメント	講義	2
		商品開発	講義	2
		国際経営	講義	2
		医療経営論	講義	2
		中小企業論	講義	2
	制度・歴史系	制度経済学	講義	2
		労使関係論	講義	2
		日本経済史	講義	2
		経済学史	講義	2
		外国経済史	講義	2
	演習Ⅰ			演習
演習Ⅱ			演習	4
特別演習Ⅰ			演習	4
特別演習Ⅱ			演習	4
備考				
1 演習については、半期につき2単位とし、毎年4単位ずつ開講する。				
2 必要のある場合、研究科教授会の議を経て研究科長が単位数を変更することができる。				

(5) 経済学専攻（博士後期課程）

分野		授業科目	区分	単位数
専門分野科目	経済理論系	国際経済学特殊講義	講義	2
		金融論特殊講義	講義	2
		マクロ経済学特殊講義	講義	2
		計量経済学特殊講義	講義	2
		ミクロ経済学特殊講義	講義	2
		マクロ経済分析特殊講義	講義	2
		都市経済学特殊講義	講義	2
	経済政策Ⅰ系	租税政策論特殊講義	講義	2
		公共経済論特殊講義	講義	2
		国際金融論特殊講義	講義	2
		財政政策論特殊講義	講義	2
		金融政策論特殊講義	講義	2
		実験経済学特殊講義	講義	2
	経済政策Ⅱ系	開発経済論特殊講義	講義	2
		産業組織論特殊講義	講義	2
		社会保障論特殊講義	講義	2
		国際経済関係論特殊講義	講義	2
		環境資源経済論特殊講義	講義	2
		医療産業論特殊講義	講義	2
	制度・歴史系	制度経済学特殊講義	講義	2
		労使関係論特殊講義	講義	2
		日本経済史特殊講義	講義	2
		経済学史特殊講義	講義	2
		外国経済史特殊講義	講義	2
	共通科目	経済学特論	講義	2
特殊演習Ⅰ		演習	4	
特殊演習Ⅱ		演習	4	
特殊演習Ⅲ		演習	4	
特殊演習Ⅳ		演習	4	
特別演習		演習	2	
備考				
1 演習については、半期につき2単位とし、毎年4単位ずつ開講する。				
2 特殊演習Ⅳ及び特別演習については、研究科教授会の議を経て、研究科長が修業期間を1年と認めた者に限り履修することができる。				
3 必要のある場合、研究科教授会の議を経て研究科長が単位数を変更することができる。				

(6) 経営学専攻（博士後期課程）

分野		授業科目	区分	単位数
専門分野科目	経営系	企業論特殊講義	講義	2
		経営管理特殊講義	講義	2
		組織革新特殊講義	講義	2
		経営戦略特殊講義	講義	2
		マーケティング特殊講義	講義	2
		技術マネジメント特殊講義	講義	2
		国際経営特殊講義	講義	2
	会計系	会計学原理特殊講義	講義	2
		会計制度特殊講義	講義	2
		財務会計特殊講義	講義	2
		国際会計特殊講義	講義	2
	ファイナンス・情報系	実証ファイナンス特殊講義	講義	2
		数量分析特殊講義	講義	2
		統計解析特殊講義	講義	2
		経営情報特殊講義	講義	2
		オペレーションズリサーチ特殊講義	講義	2
		企業ファイナンス特殊講義	講義	2
		応用企業ファイナンス特殊講義	講義	2
	共通科目	経済学特論	講義	2
	特殊演習Ⅰ		演習	4
	特殊演習Ⅱ		演習	4
特殊演習Ⅲ		演習	4	
特殊演習Ⅳ		演習	4	
特別演習		演習	2	
備考				
<p>1 演習については、半期につき2単位とし、毎年4単位ずつ開講する。</p> <p>2 特殊演習Ⅳ及び特別演習については、研究科教授会の議を経て、研究科長が修業期間を1年と認めた者に限り履修することができる。</p> <p>3 必要のある場合、研究科教授会の議を経て研究科長が単位数を変更することができる。</p>				

(一部改正 平成19年達第57号、平成20年達第46号、平成21年達第34号、平成22年達第42号、平成23年達第20号及び第70号、平成24年達第23号、平成25年達第23号、平成27年達第15号、平成27年達第47号、平成28年達第15号、平成29年達第13号、平成30年達第22号、平成31年達第13号、令和2年達第16号、令和3年達第12号、令和4年達第23号)